

令和4年12月22日

関係所属長 殿

生活安全部長

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ的確な対応について（通達）

人身安全関連事案のうち、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案（以下「恋愛もつれ事案」という。）については、生活安全部長通達「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ的確な対応について」（令和2年12月21日付け人少272ほか）に基づき対応しているところであるが、下記のとおり、引き続き同事案に対する迅速かつ的確な対応の徹底を図られたい。

なお、上記通達は廃止する。

記

1 基本的考え方

恋愛もつれ事案の特徴は、警察が認知した時点においては、暴行、脅迫等外形上は比較的軽微な罪状しか認められない場合であっても、人質立てこもり事件や誘拐事件と同様に、正に現在進行形の事件であり、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいことに加えて、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強く、また、被害者やその親族等（以下「被害者等」という。）に対して強い殺意を有するに至っている場合、検挙される危険性を考慮することなく大胆な犯行に及ぶことがあるところにある。

したがって、この種事案への対応に当たっては、加害者が被害者等に危害を加えることが物理的に不可能な状況を速やかに作り上げ、被害者等の安全を確保することが最優先となる。

すなわち、この種事案の加害者に対しては、警告等の行政措置が犯行を阻止するのに十分な有効性を持たない場合もあることから、こうした措置を優先する考え方を排除し、例えば、被害者に対する脅迫文言やストーカー行為等を捉えて速やかに検挙するなど、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて第一義的に検挙措置等による加害行為の防止を図ること。

このため、被害者に被害の届出の意思がない場合であっても、過去の事例から被害者のみならず親族等にまで生命の危険が及び得ることを十分に説明した上で、被害者等に被害の届出の働き掛け及び説得を行い、説得等にもかかわらず被害の届出をしない場合であっても、当事者双方の関係を考慮した上で、必要性が認められ、かつ、客観証拠及び逮捕の理由がある場合には、加害者の逮捕を始めとした強制捜査を行うことを積極的に検討する必要がある。

また、被害者等に対しては、まず安全な場所へ速やかに避難させることを最優先に検討し、危害が加えられる危険性・切迫性に応じて、身辺の警戒等の執り得る措置を確実にを行うことにより、被害者等の保護の徹底を図る必要がある。

2 警察署における対応

(1) 相談への対応

ア 生活安全部門と刑事部門の連携と情報共有

恋愛もつれ事案に係る相談への対応に当たっては、原則として、生活安全部門と刑事部門の捜査員が共同で聴取を行うこととし、

○ 被害者やその親族等（以下「被害者等」という。）に危害が加えられる危険性・切迫性の判断

○ 事件化のための擬律判断

を的確に行うこと。

ただし、その内容や相談に至る経緯等から見て明らかに刑罰法令に抵触せず事件性が認められない場合、危険性・切迫性が認められない場合は、共同聴取の対象から除く。

なお、共同で聴取した結果、その時点では事件性等が認められず、生活安全部門において継続的に相談を受けることとなった事案及び生活安全部門において事件化することとした事案についても、刑事部門の捜査員は、生活安全部門からの要請に基づき、引き続き共同で相談への対応に当たること。

イ 制度等の教示

恋愛もつれ事案の相談対応には、意思決定支援手続に基づき、可能な限り早期に被害者に対し、執り得る刑事手続及び証拠の確保のために必要な事項並びにストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）に基づき執り得る措置について、それぞれの要件とその効果等を確実に説明し、積極的な意思決定を支援するとともに、有事の際に110番通報すべき旨や自衛手段を教示すること。

ウ 被害者の親族等との協力等

被害者の中には、被害の届出をするか否かを決めあぐねる者が見受けられることから、可能な限り、親族等の協力を得て被害者に被害の届出を促すとともに、加害者の行為が被害者の親族等にまで及ぶ可能性があることを説明し、その親族等に対し、警察の執り得る保護を含めた措置と被害防止上の注意事項を教示すること。

(2) 警察署長及び本部対処体制への速報と情報の共有

警察署員は、恋愛もつれ事案を認知した場合には、警察本部長通達「人身安全関連事案に対処するための体制の確立とその運用の徹底について」（令和4年12月22日付け人少279、以下「人身安全関連事案通達」という。）に基づき、警察署長及び本部対処体制に速報すること。

また、認知した恋愛もつれ事案は、他の警察署及び都道府県警察における照会に対応するため、速やかに警察に対する相談情報管理システムに登録すること。

(3) 警察署長による指揮

ア 組織的な対応の徹底

速報を受けた警察署長は、事案の内容をつぶさに把握した上で、人身安全関連事案通達により確立した対処体制の司令塔及び副司令塔のほか、必要と認める課長等に補佐をさせ、速やかに当該事案の対処方針及び対処体制を決定すること。

対処方針及び対処体制については、人身安全・少年課長を経由して速報するとともに、その後も、随時処理経過を報告すること。また、対処体制を見直した場合には、新旧の担当者間で当該事案の切迫性等に係る情報を確実に引き継ぐよう指示すること。

イ 危険性等の判断

アの対処方針及び対処体制の決定に当たっては、当該事案の危険性、切迫性及び事件性の的確な判断に資するため、加害者に対する各種照会を行ってそのぐ犯性、粗暴性等を把握するとともに、被害者等から加害者の具体的言動等を十分に引き出すよう努め、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が極めて高いと認められる場合には、即時、対処体制を確立し、本部対処体制と連携した対応に当たること。

また、危険性・切迫性が否定できず、又は判断できないときについても、危険性等について積極的に判断して、同様に対処すること。

ウ 事件化の判断等

相談事案が刑罰法令に抵触するにもかかわらず、被害者に被害の届出の意思がない場合、これをそのまま受け入れるのではなく、事件化を図らない場合に起こり得る事態について理解させるとともに、警察に相談をするに至っているという事情を十分に斟酌して、その真意を汲み取るよう努めること。

また、被害者に被害の届出の意思がない場合であっても、当事者双方の関係を考慮した上で、必要性が認められ、かつ、客観証拠及び逮捕の理由がある場合には、加害者の逮捕を始めとした強制捜査を行うことを検討すること。

なお、被害者等の真意を汲み取り、よりの確に当該事案の危険性等を判断するため、相談場所、対応者、同伴者を同席させるかどうかなどの対応方法等に十分配慮し、被害者等がより相談しやすい環境の確保に努めること。

エ 経過確認の実施

警察署長は、当該事案の担当者を指定し、被害者等との面接又は電話により経過確認を実施してその推移を見極めるとともに、加害者に口頭警告等を実施したこと、被害者が転居したことなどをもって安易に解決と判断することのないようにすること。

また、全事案について、事案認知から1週間以内に現況確認を行うこと。

なお、経過連絡の実施結果は、警察に対する相談情報管理システムへ追加登録を行い、特異な状況を把握した場合には、本部対処体制に速報すること。

(4) 被害者等の保護措置

ア 保護措置の徹底

恋愛もつれ事案への対応は、事案を認知した段階から、その危険性・切迫性に応じて、被害者等の生命・身体の安全の確保のための措置を最優先に講ずる必要があることから、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が極めて高いと認められる場合には、被害者等を帰宅させることなく、安全な場所へ速やかに避難させることとし、やむを得ない事情があり避難させることができない場合には、被害者等の身の警戒等の措置を確実にすること。また、危険性・切迫性が否定できず、又は判断できないときについても、危険性等について積極的に判断して、同様に対処すること。

そのため、当直時間帯においても、確実に、女性相談センターその他関係機関・団体と連携し、一時避難等、安全確保のための措置が執れるよう、平素より緊密な協力関係を確立しておくこと。

なお、このような危険性・切迫性が高い被害者等のうち、適切な避難場所（公的施設、親族宅等）を緊急かつ一時的に確保することが困難な場合は、人身安全・少年課長に報告の上、公費負担制度を利用した有料宿泊施設への一時避難の措置についても検討すること。

また、直ちに事件捜査に移行する場合であっても、部門間の情報共有を徹底し、適切な保護対策を行って、間隙を生じさせないこと。

イ 資機材等の活用

この種事案の被害者等に対しては、避難や身の警戒のほか、通信指令システム「要保護対象登録」機能の活用、監視カメラや緊急通報装置（ココセコム）等の資機材の活用等、事案の危険性等に応じて、できる限りの保護措置を講ずること。

ウ 加害者に対する指導・警告等の実施

刑事事件として立件が困難と認められる場合であっても、被害者等に危害が及ぶおそれがある事案については、安易に電話での注意・指導で済ませることなく、速やかに加害者を呼び出し、必要に応じて担当者が赴くなどして、事情聴取、指導・警告を行うこと。この際には、加害者の言い分に耳を傾け、加害行為をしていることの自覚を促すなど、沈静化を図る観点からの対応にも十分

配慮すること。

なお、加害者への対応に当たる際には、被害者等が被害に遭うことのない状況が確保されているかを常に念頭に置いておくよう、職員への指導を徹底すること。すなわち、加害者への接触の時期や方法については、加害者の性格、加害者と被害者等とのこれまでのやりとりや接触状況等を踏まえ、加害者が警察の関与に対して反発や逆上するおそれを十分に考慮し、加害者の現状を可能な限り把握した上で決定することとし、相談事案について事件化し、又は加害者に対する警告等を行った後は、加害者の再犯性や報復のおそれの有無等を考慮し、再被害防止対象者に指定するなど、被害者等の保護措置の万全を図ること。

(5) 各種照会等の実施

警察署長は、事案の危険性を判断する上で、加害者に対するぐ犯性、粗暴性のほか、銃砲刀剣類の所持等の各種照会を徹底するとともに、人身安全・少年課を通じて、警察庁管理に係る警察庁情報管理システムの相談情報管理業務（以下「相談情報ファイル」という。）による照会を行い、加害者に係る過去の取扱状況や加害者が他の都道府県において、恋愛もつれ事案の当事者となっていないかどうかについて確実に確認を行うこと。

(6) 当直体制時や交番・駐在所における相談受理時の措置

相談事案については、夜間等の当直体制時や交番・駐在所において受理する場合が少なくないところ、そうした場合においても、警察署長及び本部対処体制への速報を徹底し、必要な指揮等を受けること。なお、警察署長の指揮等を受けるいとまがなく緊急の措置を執る必要があると認められるときは、当該措置を執った上で、実施した措置について速やかに報告し、必要な指揮等を受けること。

3 警察本部における対応

(1) 警察本部における指導等

人身安全・少年課長は、警察署から速報のあった恋愛もつれ事案について、本部対処体制をして、必要に応じて警察本部の関係各課と連携の上、警察署における事案の対処方針及び対処体制を十分吟味し、必要な事項について速やかに当該警察署長に対し指導・助言を行うとともに、現場支援要員の派遣等必要な支援を行うこと。

なお、警察署における事案の対処方針について、相談に係る行為が刑罰法令に抵触すると認められるにもかかわらず事件化しないこととする場合には、その対応の適否を判断し、必要な措置が執られていないと認めるときには、当該警察署に対して速やかに指導を行うこと。

また、照会を受けた人身安全・少年課は、相談情報ファイルにより照会を行い、当該加害者に係る過去の取扱状況や、加害者が他の都道府県において恋愛もつれ事案の当事者となっていないかを確認し、その結果を照会警察署に回答すること。

(2) 関係場所が複数都道府県にわたる事案への対応

ア 事案認知時の対応

人身安全・少年課長は、恋愛もつれ事案に関係する場所（被害者等及び加害者がそれぞれ通常所在する地をいう。）が複数の都道府県にわたるものについては、関係都道府県警察と連携を密にして確実に情報を共有すること。

この場合において、当該事案の処理に当たってストーカー規制法等に基づく行政措置を講ずる必要を認めるときには、関係する都道府県警察間において協議の上、当該措置を主導的に行う主管警察本部を決定すること。

また、認知後に被害者等の転居等が判明し、他都道府県への引継ぎが必要な事案についても同様とする。

イ 連絡担当者の指定

人身安全・少年課長は、関係都道府県警察との連絡担当者として人身安全・少年課課長補佐を指定し、原則として緊急時も含め当該連絡担当者相互間で情

報共有を行うこと。

人身安全・少年課課長補佐は、関係都道府県警察の連絡担当者と密接な連絡体制を維持するものとし、特に、加害者が所在不明であることなどの兆候情報を認知した場合は、他の関係する警察本部の連絡担当者全員に対し、即時にその旨を連絡すること。また、連絡を受けた場合においても、直ちに関係警察署に連絡し、対処体制の確立など迅速かつ的確に対処すること。

ウ 被害者等の立場に立った対応

ストーカー規制法の警告等については、申出人等の保護に最も資するのはどこかという観点から、警告等の主体を決定すること。

また、関係する警察本部相互間で情報共有を徹底し、被害者等の保護に間隙を生じないようにすること。

被害届の受理に関しては、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第61条において、その届出に係る事件が管轄区域の事件であるかどうかを問わず受理しなければならないとされているところ、被害の届出を受けた場合には、被害者の便宜を十分に考慮し、関係都道府県警察と相互に連絡するなどして適切に対応すること。

4 関係機関との連携

恋愛もつれ事案の兆候をいち早く把握し、被害の予防・拡大防止を図るため、関係行政機関、民間団体、学校等と緊密な連携を確保すること。

5 教養の徹底

(1) 全職員に対する教養

恋愛もつれ事案は、相談窓口のみならず、110番通報や被害届の受理といった種々の警察活動の過程で認知する可能性があることから、全ての職員に対して、本通達の趣旨及び内容についての教養を実施し、周知徹底を図ること。

特に当直責任者に対しては、警察署長及び本部対処体制への速報による組織的な対応の重要性について十分に認識させるよう配慮すること。

(2) 担当者に対する教養

恋愛もつれ事案を担当する者に対しては、教養資料の発出や専科教養等により、それぞれストーカー行為等の規制等に関する法律、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等に関する教養を行って対応要領等の周知徹底を図ること。

担 当：人身安全・少年課(人身安全対策係)